

(例) 平成28年7月1日出生の子の場合

(※ 育児休業は、子が2歳に達するまで取得中の場合)

①平成29年7月1日（1歳誕生日以前の日）から保育所入所を希望して、同年5月に申し込んだが、定数超過との理由で、保育所に入所させることが出来ない。（※1歳誕生日以後の保育状況が分かる証拠書類「入所不承諾通知」等取得）

↳ 子1歳～1歳6か月まで育児休業手当金の延長請求が可能

(※ 変更請求書と証拠書類の提出が必要です。)

②保育所に入所の申し込みをしているが、平成30年1月1日（1歳6か月に達した日後）以後も保育所に入所させることが出来ない。（※1歳6か月に達した日以後の保育状況が分かる証拠書類「入所不承諾通知」等取得）

↳ 子1歳6か月～2歳まで育児休業手当金の延長請求が可能

(※ 変更請求書と証拠書類の提出が必要です。)

